

東北支部旅費に関する申し合わせ

東北支部の会員・職員が行う出張に対して支給する旅費について、透明性を高めるため、原則として下記によることを申し合わせる。

1. 東北支部の会員・職員が、支部総務会ならびに支部役員会で指定する役務のため出張した場合、当該会員・職員に対し、旅費を支給する。
2. 支給する旅費の種類は、交通費及び宿泊費とし、駐車場代は含まない。
3. 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法によって算出するものとする。ただし、役務及び事業上の必要、天災その他の事由により、最も経済的な通常の経路及び方法により難しい場合は、適切と認められる経路及び方法によって算出することができる。この場合、適切性については役員会の追認を求めることとする。
4. 交通費は、実費により清算する。ただし、その路程のうち仙台市内のみであるものについては支給しない。
5. 出張した会員・職員は、旅費精算のため、事務局へ証憑を提出しなければならない。
6. 旅費精算のため提出する証憑は、利用する交通手段に応じ、以下の通りとする。
 - (1) 飛行機利用の場合
航空券の領収書、又は搭乗券の半券及び航空各社で印刷可能な領収書。
 - (2) 新幹線利用の場合
窓口、券売機又は改札機、えきねっと等の Web で発行される領収書、利用票券領収書及び IC 利用票。
 - (3) 上記(1)、(2)以外の交通手段を利用の場合
各交通手段利用時に発行された領収書、又は経路の根拠となる資料。
7. 宿泊費は、証憑の提出により、宿泊日数1日につき上限を10,000円として支給する。

附 則

本申し合わせは2023年4月1日から実施する。